

第5編 応援・受援対策編

第1章 応援・受援体制の整備

第1節 相互応援の体制整備等

自治体間における相互応援及び県・国等からの応援受入れに関する体制を整備する。

第1 専門的技術職員による相互応援体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、県】

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、市は県と連携し、体制を確立する。

1 応援活動の種類と機関

- 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- 医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定、心のケア等）
- 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

2 受入体制の整備

- 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制を整備する。
- 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況等の情報を共有する。
- 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

第2 応援受入体制の整備 【くらし防災課（防災担当）】

市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体等外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

【想定される応援（例示）】

- ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等
- ・防災関係機関等における応援…日本赤十字社による救護班、医師会・看護協会等による救護班等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

- 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。（詳細は「第5編 応援・受援対策編－第3章 受援計画（第5編-23ページ）を参照」）
- 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- 消防機関、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容について職員への周知を図る。
- 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

【資料10】協定等一覧

第2節 応援要請

大規模地震等により被害が広範囲に及び、市による対応では困難な場合は、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他自治体や各団体に応援の要請を行う。

第1 市町村間の相互応援 【くらし防災課（防災担当）】

市は、市域に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、他市町村に対して応援を求めることができる（災対法第67条及び相互応援協定）。その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

- ・被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
- ・他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ・夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、市内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、市は、あらかじめ市外の市町村と、応援協定等を締結するよう努めるものとする。

【資料10】協定等一覧

第2 県及び指定地方行政機関等への応援要請 【本部事務局】

市は、県又は指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県災害対策本部に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請 又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の要求	「第2編 震災対策編—第2章—第4節—＜応急対策＞—5 自衛隊災害派遣（第2編-69ページ）」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関等、他都県の職員又は他都県の市町村の職員の派遣又は派遣のあつせんを求める場合	① 派遣又は派遣のあつせんを求める理由 ② 派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17

要請の内容	事 項	備 考
	④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	
NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の要求	① 要請理由 ② 放送事項 ③ 放送日時 ④ その他 ⑤ 連絡先	災対法第57条
消防庁長官への緊急消防援助隊の要請	① 災害の状況（負傷者、要救助者の状況） ② 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条

【資料10－2】災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（県内市町村）

【資料2－7】「災害時における放送要請に関する協定」実施要領

第3 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請 【本部事務局】

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

【派遣対象業務】

	期 間	業 務 ・ 職 種	
対 象	短 期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等	
対象外	短 期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

第2章 広域応援計画

第1節 基本方針

7つの都県と県境を接する埼玉県は関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもある。

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。

首都圏広域災害が発生した場合には、まず迅速に市内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとする。

第2節 想定災害と対象地域

第1 想定災害

今後30年以内の発生確率が70%と言われる南関東地域の大地震のうち、「東京湾北部地震」は地震発生 of 蓋然性が高く被害規模も大きいとされている。

本編は、首都圏が同時被災する首都直下地震として、東京湾北部地震を想定災害とする。

第2 対象地域

首都直下地震で甚大な被害が見込まれる東京都、神奈川県、千葉県を想定する。

【参考：被害想定】出典：各都県の被害想定

	死者数	最大震度	避難者数
東京都	9,641	6 強	3,385,489
千葉県	1,394		1,455,977
神奈川県	440		1,040,800
埼玉県	585		54,180

	負傷者数	(うち重傷者)
東京都	147,611	21,893
千葉県	48,004	3,008
神奈川県	22,950	3,630
埼玉県	7,215	812

	全壊棟数		
	揺れによるもの	液状化によるもの	合計
東京都	110,372	13,356	123,728
千葉県	41,330	2,085	43,415
神奈川県	31,320	1,200	32,520
埼玉県	8,127	5,253	13,380

第3節 広域応援のタイムテーブル

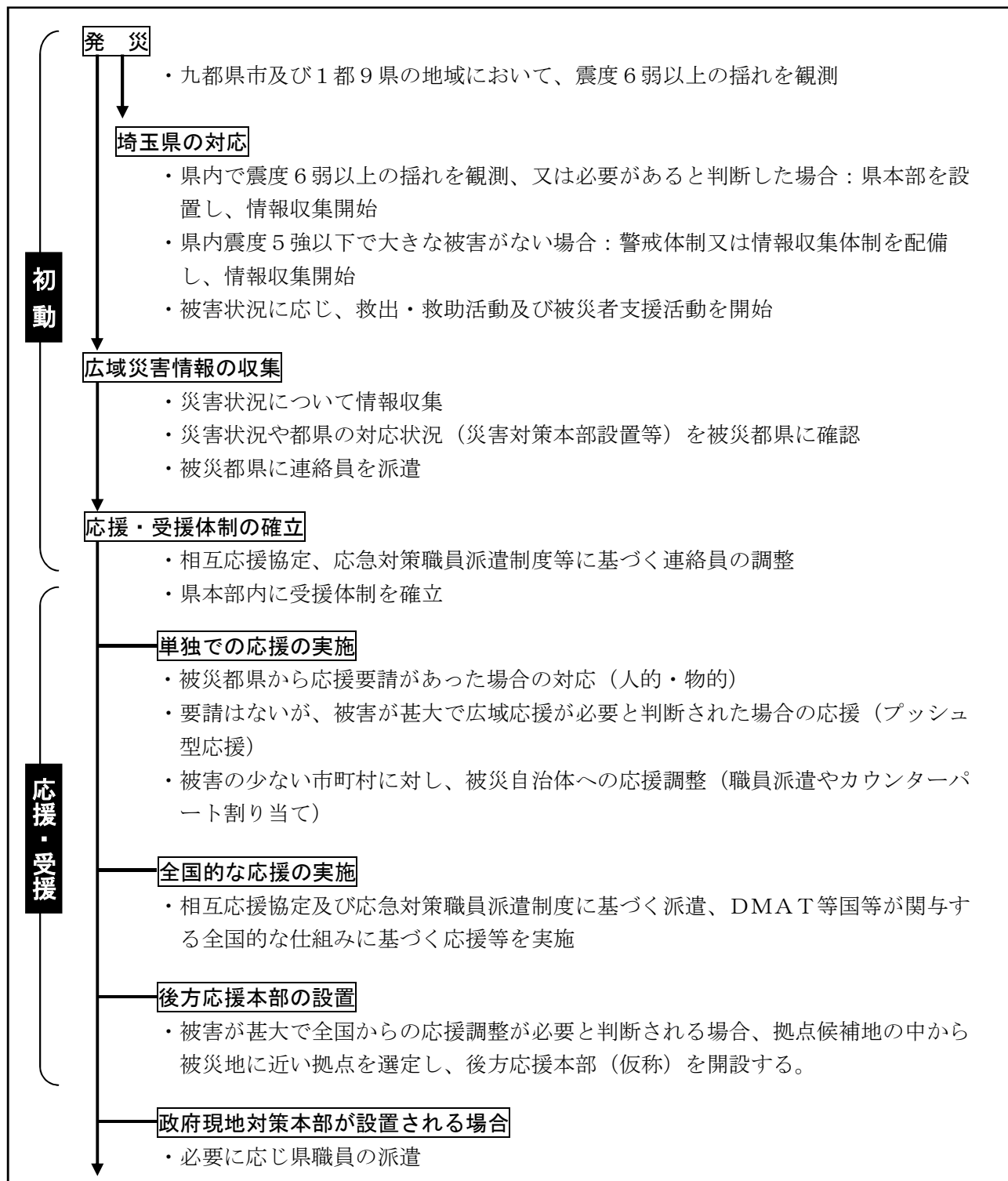
時 期	被災地等の主な対応	県の主な対応	市の主な対応
初動期～ 応急初期	・災害対策本部の設置 ・被災情報の収集 ・避難誘導、消火、水防等被害防止活動 ・人命救助・救急医療の実施	・情報収集体制の確立 ・連絡員等の派遣 ・応援・受援体制の確立	・広域応援にあたって県への協力
応急期	・避難者対策（要配慮者への支援等）の実施 ・帰宅困難者対策の実施 ・物資・燃料等の調達、緊急輸送 ・被災者の健康対策（感染症対策、衛生対策等） ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・医療活動の実施 ・災害ボランティアの受入れ ・義援金・物品の受入れ ・遺体の安置、火葬 ・災害廃棄物の処理 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・海外からの支援の受入れ	・救援物資の需給調整 ・帰宅困難者への支援 ・応援職員の派遣・受入調整 ・広域避難の受入調整 ・ボランティアの活動支援 ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進	・応援職員の派遣 ・広域避難の受け入れ ・避難所の開設・運営、避難所開設の周知 ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理への協力
復旧・ 復興期	・復興計画の策定・復興財源の確保 ・インフラ施設等の復旧・復興 ・生活再建支援 ・恒久住宅への移行支援 ・経済・雇用調整	・復興計画の策定支援 ・被災自治体の復興業務への支援	・被災自治体の復興業務への支援

第4節 初動シナリオ

県は、首都圏同時被災となる広域災害が発生した場合、初動対応を迅速に行うとともに、甚大な被害を被った他の地域に対し、被害状況の把握、応援の要否の確認、支援ニーズの把握を始め状況把握に努めるとともに、連絡が取れない場合の自主出動の要・不要の判断を的確に行い、速やかに支援行動を開始する。

市は、県の支援行動に協力するとともに、広域応援にあたっての協力体制を整備する。

<初動対応手順>



第5節 具体的取組

<事前対策>

1 広域応援体制の整備
2 広域災害に係る情報収集体制の整備
3 広域支援拠点の確保
4 広域応援要員派遣体制の整備
5 市外傷病者の受入体制の整備
6 広域避難受入体制の整備
7 市内被害の極小化による活動余力づくり

1 広域応援体制の整備

(1) 取組方針

県は、他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市、全国知事会（関東地方知事会）、三県知事会で相互応援協定を締結している。

また、平時から、国、関係機関・団体等との連携を図るとともに、九都県市合同防災訓練等を通じて災害対応の実効性を高めている。

(2) 具体的な取組内容

ア 九都県市合同防災訓練等の実施

【くらし防災課（防災担当）、県】

県は、関係都県市とともに九都県市合同防災訓練等を実施し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。

市は、九都県市合同防災訓練等の後援を行うとともに、訓練等に積極的に参加する。

2 広域災害に係る情報収集体制の整備

【くらし防災課（防災担当）】

大規模災害発生時における情報途絶、情報の錯綜に対処し、迅速な災害対応に資するための情報収集体制を整備する。

3 広域支援拠点の確保

(1) 取組方針

市と県は、広域応援を実施する時に必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を選定・確保する。

(2) 具体的な取組内容

ア 広域支援拠点の確保

【くらし防災課（防災担当）、県】

県は、県内外の自治体や応援部隊（警察、消防機関、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地を事前選定する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広く候補地を選定する。

○ 広域応援拠点

首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うため、県内の被災地近隣地域に応援の拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）を確保する。

○ 高速道路インターチェンジ周辺の空地の確保

高速道路インターチェンジ周辺（概ね5km以内）に事業予定地、グラウンド及び駐車場等を所有する民間企業に対し、大規模災害時における用地の使用について、あらかじめ協力体制を確立する。

4 広域応援要員派遣体制の整備

（１）取組方針

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。

（２）具体的な取組内容

ア 応援職員派遣体制の整備

【各課、県】

市は、県とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを事前に編成し、広域応援の発生の際に迅速に派遣する体制を整備する。

応援要員は、総合調整を行う県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の県職員や、市業務を熟知する市職員により編成する。

【参考：派遣を検討する主な職種】

業務内容	主な職種
応援の総合調整、物資調整	県危機管理防災部職員
看護・救護、保健福祉、こころのケア、要配慮者対策	保健師、看護師、栄養士
土木復旧対応	県土木技術職
応急仮設住宅対策、県有施設等復旧対応	県建築技術職、設備職
家屋被害調査	県税務職員、建築技術職
復興まちづくり計画策定支援	県都市計画等従事職員
市町村業務全般の支援	市職員

イ 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員派遣に係る体制整備

【くらし防災課（防災担当）】

県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

市は県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備への協力に努めるものとする。

ウ 国等が関与して全国的に行われる応援要員の派遣の仕組みに係る体制整備

【くらし防災課（防災担当）】

市は、上記イ以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

5 市外傷病者の受入体制の整備 【健康班、後方医療機関】

大規模地震により他都道府県で多数の傷病者が発生し、市に傷病者の受入れを要請された場合に備え、傷病者の受入体制を整備する。特に首都直下地震等により近隣都県に大きな被害が発生した場合には、多数の傷病者の受入れを要請されることが想定されるため、市における傷病者の発生状況を踏まえ、適切に傷病者を受け入れる体制の整備を推進する。

6 広域避難受入体制の整備

（１）取組方針

大規模災害発生時には、他市町村から多くの人が市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。
また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。

（２）具体的な取組内容

市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

7 市内被害の極小化による活動余力づくり

（１）取組方針

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

（２）具体的な取組内容

ア 市民への普及啓発 【くらし防災課（防災担当）】

- 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
- 家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
- D I G、H U Gを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

イ 自主防災組織の育成 【くらし防災課（防災担当）】

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材の育成を推進する。

ウ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進 【建設経済部関係課】

- 市街地開発事業により防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。

- 民間建築物（多数の人が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。
- 古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進める。工事実施に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（路線橋）等を優先して実施する。
- 老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

エ 企業等による事業継続の取組の促進

【商工観光課】

市は、企業等による災害時の事業継続の取組を促進する。

<応急対策>

1 広域応援調整(後方応援本部(仮称)の設置)
2 応援に必要な広域災害情報の収集
3 広域応援要員の派遣
4 広域避難の支援
5 がれき等処理支援
6 環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援

1 広域応援調整(後方応援本部(仮称)の設置)

(1) 取組方針

県は、首都圏広域災害が発生した場合、広域応援調整のための後方応援本部(仮称)を設置し、市町村と協調して応援活動を行う。

(2) 具体的な取組内容

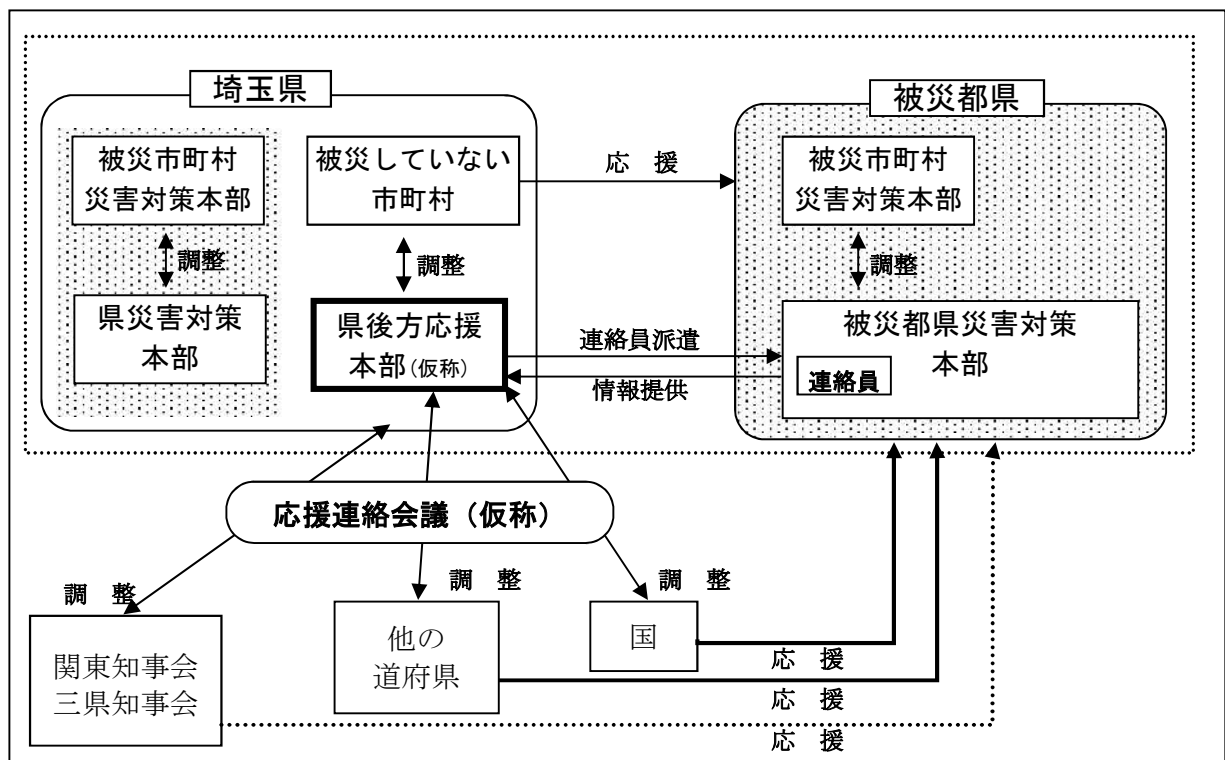
ア 後方応援本部(仮称)の設置

【本部事務局、県】

県は、首都圏広域災害が発生し、かつ県内の被害が少なく他都県への支援が可能と判断できる場合に、後方応援本部(仮称)を設置し、被災地への支援を実施する。

市の被災が軽微又は被災していない場合は、県が実施する被災地支援について協調して対応するものとする。

【広域応援体制の関係図】



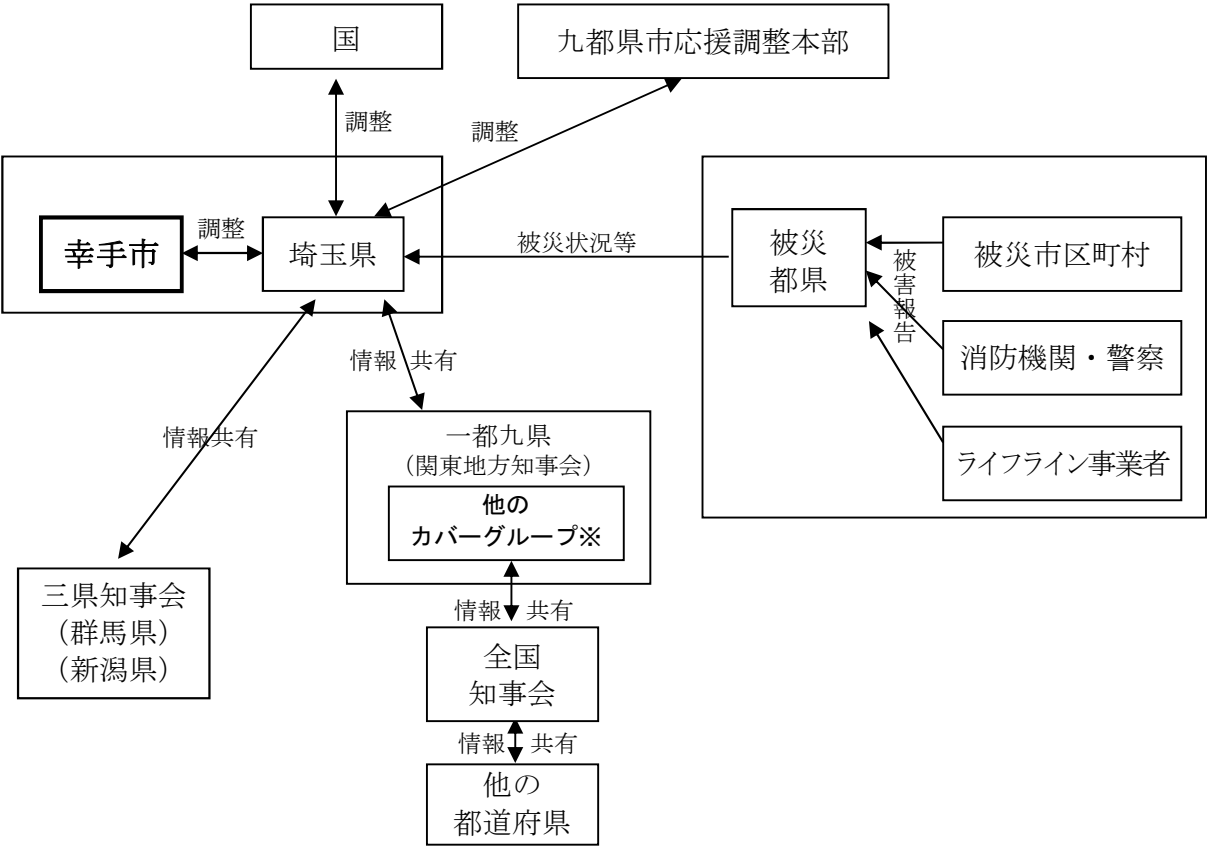
○ 後方応援本部の主な業務

- ・ 被災都県の応援ニーズの把握
- ・ 全国からの応援活動に関する情報の取りまとめ
- ・ 応援ニーズの応援道府県への伝達、応援道府県との調整
- ・ 国や他の都道府県が情報共有する「応援連絡会議（仮称）」の事務局業務

2 応援に必要な広域災害情報の収集 【本部事務局】

首都圏広域災害が発生した場合、首都圏の被災状況を把握するための情報収集を実施する。必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。

【情報の流れ】



※他のカバーグループ

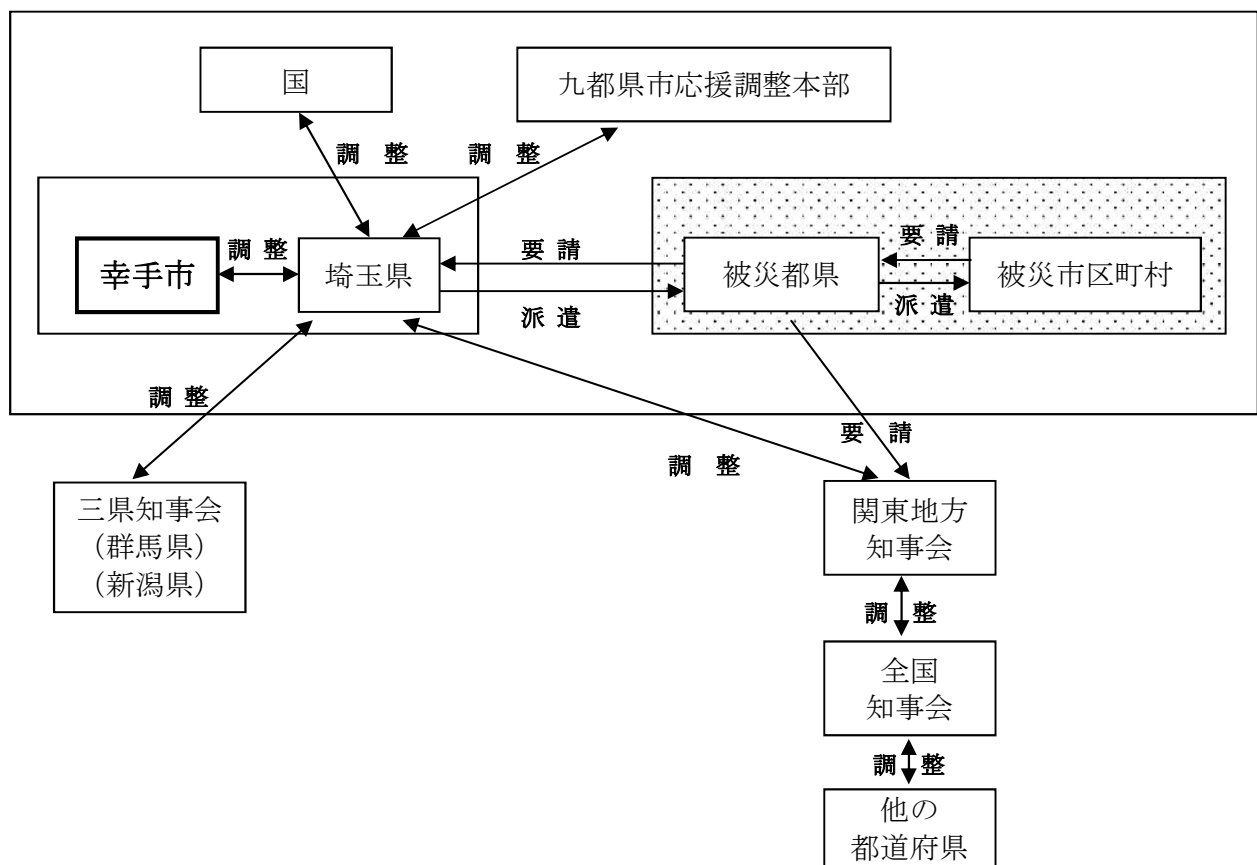
	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
(第2グループ)	(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

3 広域応援要員の派遣 【本部事務局】

県は、相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣に当たっては、市と一体となっていくものとする。被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する（複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。）。

【広域応援要員派遣の流れ】



【参考：災害対応時期ごとに必要とされる業務】

時 期	必要とされる応援要員の業務例
応急対応 (短期派遣)	○ 避難者対策 ・ 避難所運営、物資搬出入、ボランティア受入支援、罹災証明・住民相談、家屋被害調査 ○ 保健・医療・健康・福祉・ ・ 救護所における診察・治療、死体検案支援、防疫・消毒 ・ 被災者の健康相談・避難所の衛生対策、心のケア支援 ○ 建物二次被害防止対策 ・ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定

時 期	必要とされる応援要員の業務例
	○ 環境 ・災害廃棄物処理支援 ○ 応急住宅対策 ・応急仮設住宅建設支援 ○ 教育・文化財 ・児童・生徒のこころのケア、博物館復旧支援、文化財保護 ○ 環境・衛生 ・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬 ○ ライフライン復旧 ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○ 被災市町村行政業務支援
復旧・復興期 (中・長期派遣)	○ 公共土木・農林水産施設 ・公共土木施設（道路・河川・砂防）や農林水産施設（農地・農業用施設・治山・林道）の災害査定、復旧工事 ○ まちづくり・都市再生 ・建築（県立学校等）の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりに係る用地取得業務 ○ 環境 ・震災廃棄物処理 ○ 保健・医療・福祉 ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○ 教育・文化財 ・教育活動支援 ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査

4 広域避難の支援

(1) 取組方針

大規模災害発生時に、他都道府県からの避難者を県の要請に応じて受け入れる。

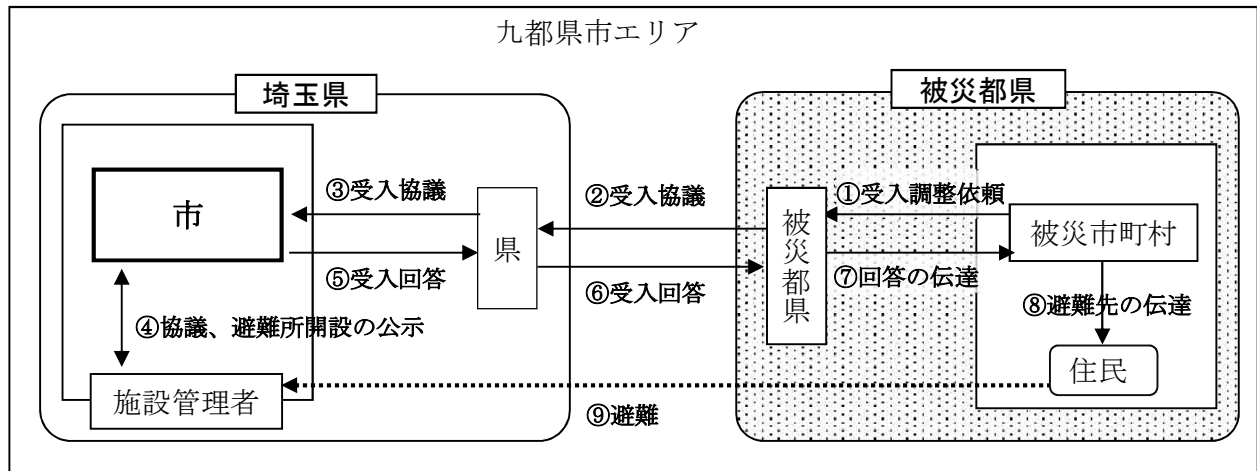
協力を求められた場合は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとする。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞
在者）を受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

(2) 具体的な取組内容

ア 応援要請と受入れの流れ

【広域避難（広域一時滞在）の流れ】



- ① 被災市町村からの被災都道府県へ避難者受入調整の依頼
- ② 被災都道府県内では受入困難な場合、埼玉県への要請、被災都県との受入協議
- ③ 市と県との受入協議
- ④ 市と避難所（施設管理者）との協議
- ⑤ 県への受入回答及び避難所開設の公示
- ⑥ 被災都道府県への受入回答
- ⑦ 被災都道府県から被災市町村への受入回答の伝達
- ⑧ 被災市町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- ⑨ 避難者の受入れ（避難誘導を含む）

避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都道府県と県が行う）

イ 被災都道府県からの応援要請及び市との受入協議 【県】

県は、被災都県知事から避難者受入れの要請があった場合、県内に避難してきた人を一次的に収容し保護するため、市長に対して市が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。

なお、被災都県から避難してくる人の地域コミュニティを維持できるよう、多数を収容できる施設を優先して選定する。

ウ 避難者受入方針の決定 【県】

県は、市に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

エ 避難所開設の公示及び避難者の収容 【本部事務局】

市長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

オ 避難所の管理運営

【本部事務局】

「第2編 震災対策編－第2章－第9節－<応急対策>－2 避難所の開設・運営（第2編-129ページ）」を準用する。

カ 要配慮者への配慮

【福祉班】

透析患者等医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦等配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

県及び市は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整等、支援の充実に努める。

キ 自主避難者への支援

【本部事務局】

県及び市は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

ク 避難者登録システム等の活用

【県】

県は、市の協力を得て避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を提供する。

5 がれき等処理支援

【衛生班】

（１）取組方針

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

（２）具体的な取組内容

市は、被災都県のがれき処理への協力を行う。

6 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

【衛生班】

（１）取組方針

被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

（２）具体的な取組内容

市は、し尿処理やごみ処理の支援を行う。

県は、被災都県からのし尿処理、ごみ処理の受け入れに係る市との調整を行う。

<復旧・復興対策>

1 広域復旧復興支援(職員派遣、業務代行)
2 ライフライン施設の復旧活動支援
3 遺体の埋・火葬支援
4 仮設工場・作業場のあっせん
5 生活支援

1 広域復旧復興支援(職員派遣、業務代行) 【本部事務局、県】

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

【参考：復旧・復興に被災地で発生する主な業務】

応急後期～復旧期	・帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援 ・避難所の生活環境改善 ・被災者の要望調査 ・被災者の生活相談 ・「こころのケア」のためのカウンセリング ・被災者の域外避難 ・防疫体制の確立 ・火葬体制の確立 ・被害認定調査、罹災証明書の発行 ・被災住宅の応急修理の実施 ・仮設住宅（民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む）の供給 ・税金の徴収猶予・減免措置 ・被災者生活再建支援金の給付 ・被災企業等への金融相談、事業再建相談 ・義援金の募集、配分 ・一般生活ごみ、粗大ごみの収集 ・がれき類の収集・処理
復興期	・震災（災害）復興本部の設置、復興方針の策定 ・（市町村）復興計画策定 ・震災復興事業の実施 ・仮設住宅入居者の健康管理 ・遠方避難者への支援窓口 ・市街地復興事業（建築制限等の指定） ・被災者の職業あっせん ・被災者個人への融資 ・中小企業への融資

2 ライフライン施設の復旧活動支援

(1) 取組方針

大規模災害発生時におけるライフライン施設の大規模復旧作業を支援する。

(2) 具体的な取組内容

ア ライフライン施設の復旧活動支援

ライフライン事業者は、全国からの応援部隊の進出拠点を確保し、応援の指揮を執る。

3 遺体の埋・火葬支援 【衛生班】

(1) 取組方針

大規模災害発生時、市における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

(2) 具体的な取組内容

県は、埋・火葬の調整及びあっせんを行う。

市は、他都県からの火葬依頼へ対応する。

4 仮設工場・作業場のあっせん 【建設経済班】

(1) 取組方針

事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場としてあっせんする。

(2) 具体的な取組内容

県は、空き工場・作業場のあっせんを行う。

市は、空き工場・作業場の情報の提供、あっせんに協力する。

5 生活支援 【本部事務局】

(1) 取組方針

長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行う。

(2) 具体的な取組内容

県は、長期避難者への生活支援を実施する。

市は、県の取組に協力する。

第3章 受援計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠である。このため、応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにする。

第1節 本計画の発動

本計画は災害発生時に人的資源及び物的資源が不足する場合に発動するが、発動要件を次のとおり設定する。

1 市内で震度6弱以上を観測した場合

過去の事例では、震度6弱以上の場合に甚大な人的被害、建物被害等が発生しており、他の地方公共団体等から先遣隊が派遣されることが想定されるため。

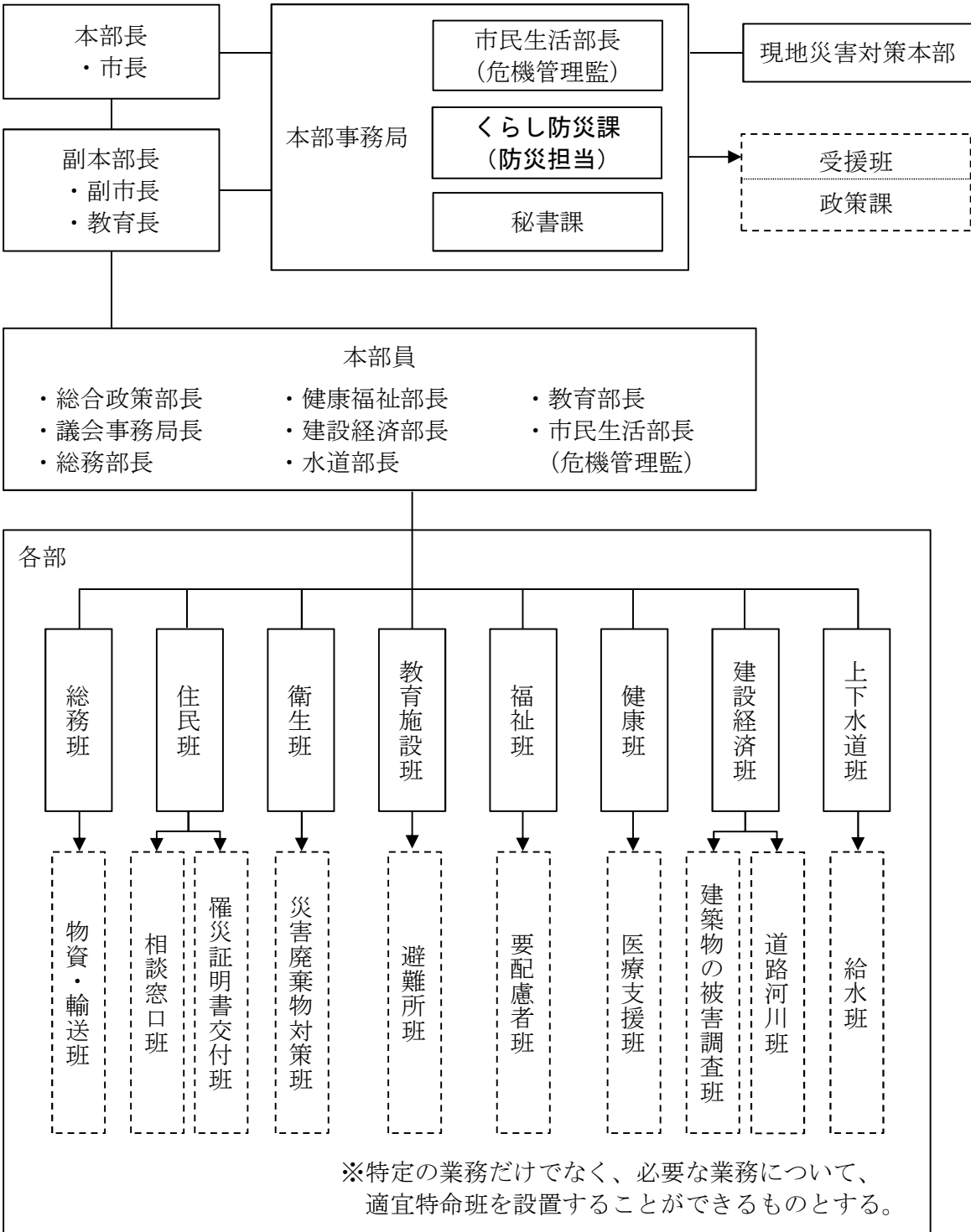
2 河川の氾濫等により、大規模な被害が生じ、災害対策本部長が必要と認めた場合

第2節 災害対策本部

第1 受援体制

受援時の本部体制は以下のとおりとする。

【受援時の災害対策本部体制】



：特に応援職員の受入れが想定される特命班

【資料9－2】受援対象業務

第2 指揮命令者等の明確化

応援を受け入れる業務ごとに指揮命令者及び受援担当者を明確にする。

- 1 指揮命令者 応援職員等に対して業務に関する指揮命令を行う職員
(当該業務の担当所属長を想定)
- 2 受援担当者 応援職員等の受け入れに関して、必要な情報共有を行い、受援班と連絡調整を行う実務責任者(当該業務の担当所属における主査級を想定)

第3 受援班の役割

受援班は主に以下の事務を担当する。

- 1 庁内における人的ニーズのとりまとめ
(誰を、いつまで、どのくらい、応援が必要か)
- 2 各班からの要請に基づく庁内人員調整、外部への応援要請

第3節 受援体制

本節では、非常時優先業務を円滑に実施するために、国、県、対口支援団体等からの支援を円滑に受け入れるための受援体制や、支援を必要とする業務内容及び応援要請・受入手順等について、具体的に定めるものとする。

なお、受援対象業務については、「第5 主な受援対象業務（第5編-37）」及び資料編を参照する。

【資料9－2】受援対象業務

<プッシュ型支援とプル型支援>

国、県等からの人的支援・物的支援には、災害発生後の時間経過によって、プッシュ型支援から、プル型支援に切り替わることになる。

プッシュ型支援は、災害発生直後において被災自治体で正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災自治体からの具体的な要請を待たずに、必要な物資を緊急輸送する支援の方法で、あらかじめ計画されている。

プル型支援は、災害発生後、様々なニーズを段々と把握することができた場合、そのニーズを踏まえて応援要請し、その応援要請に基づいて物資を緊急輸送する支援の方法である。

種 類	種 別	支援を受ける項目	特 徴
人的支援	プッシュ	救急・救助・消火・医療救護等	発災後すぐに自己完結型で派遣される応援部隊 【応援元】自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、TEC-FORCE、DMA T等
		連絡調整	本格的な職員派遣、物資支援等の展開に向けた総合調整を行うリエゾンとしての連絡要員 【応援元】県等
	プル	避難所運営、廃棄物処理、罹災証明書関連、上下水道対応※	市からの応援要請に基づき派遣される応援部隊 【応援元】国、関係省庁、協定締結自治体、事業者等
物的支援	プッシュ	市の要請有無にかかわらず送られる重要8品目	発災後に国主導で発送される緊急物資
	プル	市からの要請に基づき送られる物資	避難生活の維持及び復旧活動に必要な物資の調達为主となる。

※上水道に関しては日本水道協会を、また、下水道に関しては日本下水道協会を通じ、全国統一の支援が行われることとなっている。

※災害発生後4日目から7日目頃までに国のプッシュ型支援として、基本8品目（食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用のおむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品）が到着する。

第1 受援の根拠

1 災害対策基本法

災害対策基本法は、災害対策に関する我が国の基本法である。防災行政に関する国と地方公共団体及び住民の責務を明記するほか、防災行政に関する組織、防災計画、災害予防、災害応急対策等を規定する。防災計画の策定もこの中に規定されている。

当該法において、防災計画を定めるに当たり、「円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮すること」や、「円滑な相互応援の実施のため、相互応援に関する協定の締結や共同防災訓練の実施等必要な措置を講ずるよう努めること」と規定されている。

2 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き

国（内閣府）は、令和2年4月に「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月最終改訂）」を公表し、他の地方公共団体等からの応援職員等の受入れを中心とした人的応援に関する受援計画の策定について、その検討の手がかりや参考となる事項を整理している。

本章は、当該ガイドラインが推奨する受援の基本方針を踏まえて構成するとともに、応援要請の流れや受入体制、受援対象となる業務の選定基準の参考とする等、ガイドライン内の要素を取り入れている。

3 埼玉県広域受援計画

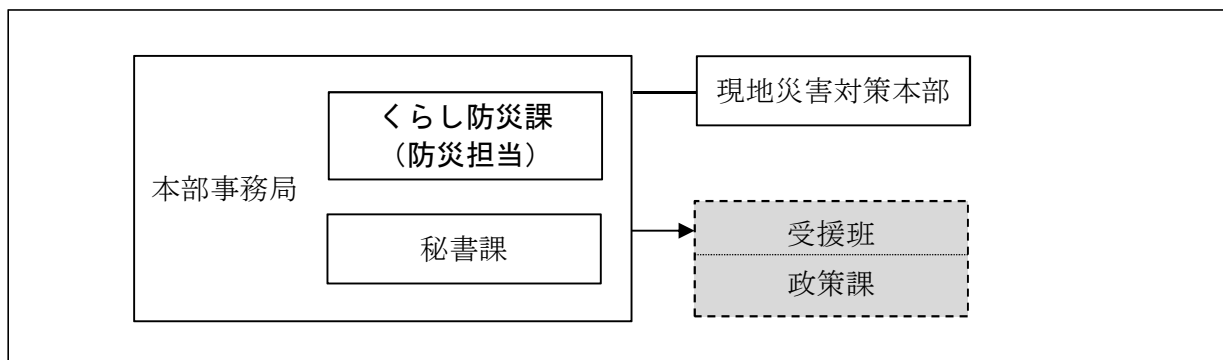
県は、首都直下地震をはじめとする大規模災害時に、外部からの応援を円滑に受け入れ、市町村と連携して迅速に被災地支援を実施できるよう「埼玉県広域受援計画」を策定している（平成24年3月）。平成31年3月には、計画の一部修正が行われた。

第2 人的受援

1 庁内全体の受援組織の設置

市では、災害対策本部の本部事務局内に政策課（受援班）を配置し、災害対策本部内の人的支援が必要な各業務の把握、外部との応援要請・受入れに関する全体的な調整を実施するとともに、庁内職員の配置変更等も実施し、庁内外全体の人的支援の需給調整の機能を追加した。

【市における受援組織】



	外部からの人的支援に関する役割（短期）
政策課 （受援班）	・ 庁内全体の受援ニーズ、必要人数等の把握に関すること。 ・ 応援職員の受入環境の確保に関すること。 ・ 外部との応援要請・受入れ調整に関すること。 ・ 応援職員等の受入状況の取りまとめに関すること。 ・ 受援に関する庁内調整の会議の運営に関すること。

2 各課の受援担当の役割

各課は、応援職員の受入れに関する担当窓口を設け、応援職員の配置や市職員との業務分担の整理等を行うとともに、政策課（受援班）に対して、応援職員及び物的資源等の受入れ状況の報告を実施する。（様式第1号）

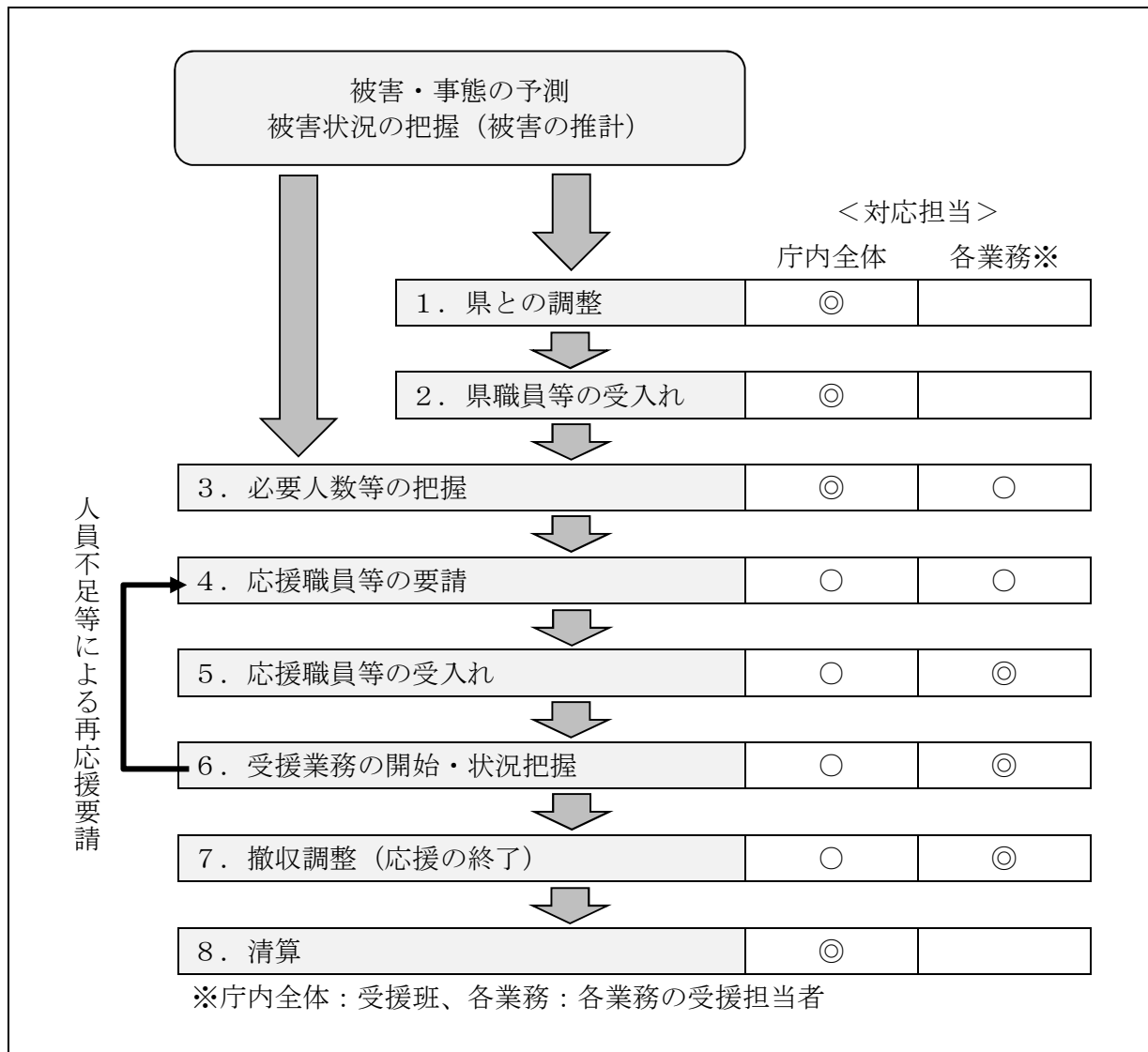
	外部からの人的支援に関する役割（短期）
各課	・ 各業務の受援ニーズ、必要人数等の把握に関すること。 ・ 政策課（受援班）との応援職員等の受入れ調整に関すること。 ・ 各業務の応援職員等の受入れに関すること（状況把握、サポート等）。

【様式40】 応援・受援管理帳票

3 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

市における災害時の応援職員等の受入れの基本的な流れは、次のとおりである。

【災害時における受援業務の基本的な流れ】



ア 県との調整

【庁内全体】

庁内全体の受援担当者は、災害発生のおそれがある段階における被害・事態の予測や、災害発生時における被災状況や職員の参集状況等を踏まえ、県（派遣されているリエゾンも含む）に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。

応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、県と調整の上、それらに関して知見のある県職員や応急対策職員派遣制度による総括支援チームの派遣を要請する。

派遣される 情報連絡員等	概 要
市町村情報連絡員（係）	震度6弱以上の地震が起きた場合等に、被災市町村に県職員を派遣し、被害状況や受援ニーズに関する情報収集を行う。休日・夜間に派遣するのが市町村情報連絡員であり、市町村庁舎の近隣に居住する職員を中心にあらかじめ指定しておく。平日勤務時間内は県支部職員を市町村情報連絡係として派遣する。
彩の国災害派遣チーム先遣隊	被災市町村の災害対応業務を支援するため「埼玉県・市町村人的相互応援制度」に基づき彩の国災害派遣チームを派遣する。彩の国災害派遣チームが円滑に活動できるよう、チームの第1隊は先遣隊として被災状況や受援ニーズの把握を行う。
彩の国災害マネジメント支援員	被災市町村において、災害マネジメントが適切に行われるよう、被災市町村の要請に基づき、県地域振興センター地域防災幹や市町村に役付きで派遣された経験を有する者等を彩の国災害マネジメント支援員（仮称）として被災市町村に派遣する。彩の国災害マネジメント支援員は、首長への助言や幹部職員との調整等を通じて、災害対応のノウハウの助言や推進体制の整備等の管理マネジメントに関する助言、関係機関との連絡調整等により被災市町村が行う災害マネジメントを支援する。

（出典：埼玉県広域受援計画（平成31年3月））

イ 県職員等の受入れ

【庁内全体】

庁内全体の受援担当者は、県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する。

ウ 必要人数等の把握

【庁内全体（各業務）】

庁内全体の受援担当者は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各業務の受援担当者に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。

各業務の受援担当者は、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

エ 応援職員等の要請

【庁内全体（各業務）】

庁内全体の受援担当者は、各業務の受援担当者に応援が必要な業務内容と人数等を確認する。

庁内全体の受援担当者は、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、本部長の承認のもと、県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。（様式第2号）

なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各業務の受援担当者が要請を行う場合には、受援班と情報共有する。

【様式4-1】受援要請シート

オ 応援職員等の受入れ

【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。

各業務の受援担当者は、応援職員等を受け入れる際に受援班と情報共有する。

応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を説明する。

【説明事項の例】

- ① 現在の状況
- ② 関係者のリストや連絡先
- ③ 執務場所、休憩場所
- ④ 必要な資源の確保方法
- ⑤ 働く期間・一日のスケジュール
- ⑥ 想定される危険や安全確保方法
- ⑦ 業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようになっているか）等

カ 受援業務の開始・状況把握

【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当者は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設ける等状況認識の統一を図るよう努める。

各業務の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、市本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況等を確認し、業務日報を作成する。（様式第3号）

受援班は、応援職員等の代表者等が市の災害対応全般について把握する機会として、本部会議への出席を依頼する。

【様式42】業務日報

キ 撤収調整（応援の終了）

【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当者は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。

応援の終了を決定する場合は、受援班と情報共有する。

ク 精算

【庁内全体】

県や応援職員等派遣機関と調整の上、実費・弁償の手続きを行う。

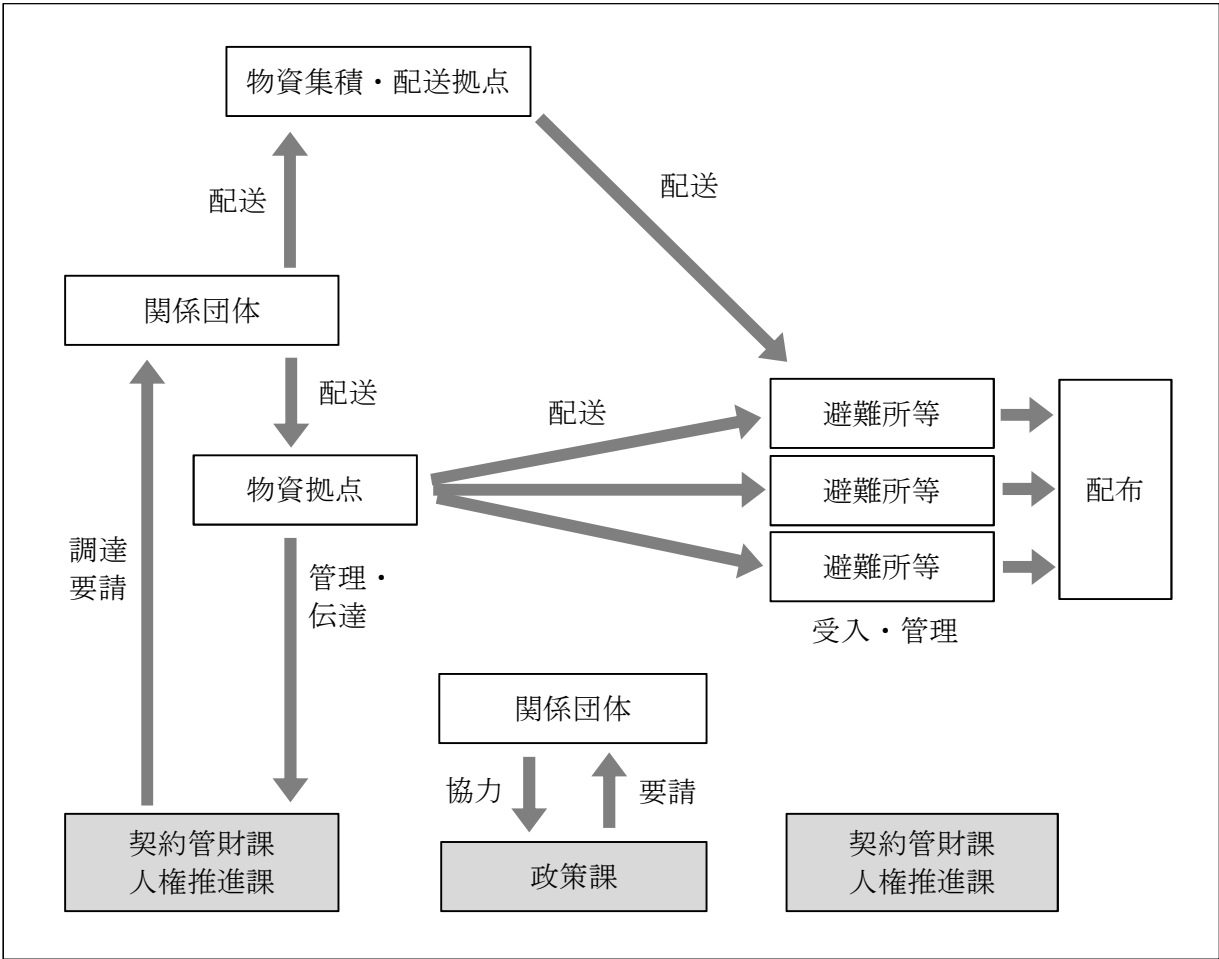
第3 物的受援

物的支援の受入れについては、契約管財課、人権推進課（物資・輸送班）において、大規模災害発生時、食料・生活必需品等を一元的に管理し、効率的に配分するための物資拠点を設置して対応する。

特命班	担当課	事務分掌
物資・輸送班	契約管財課 人権推進課	・食料、燃料、生活物資等の調達に関すること。 ・物資の集積、配給及び管理に関すること。

※人手が不足する場合、庁内外から応援職員を受け入れ、活動を展開する。

【物的受援の基本的な流れ】



1 物資拠点の確保

不足する物資の受入れが必要な場合、災害対策本部会議で物資拠点の設置を決定し、物資・輸送班は、災害対策本部会議での決定後、物資拠点を開設する。

なお、物資拠点が民間施設の場合は、当該施設の協定締結団体に物資拠点の開設を要請する。

物資拠点（候補）	所在地
アスカル幸手	幸手市大字平須賀2380-1

2 道路状況の確認

物資・輸送班は、物資拠点から輸送先の指定避難所等までの区間について、道路被害状況を確認する。

また、物資拠点や指定避難所等の周辺道路では、それぞれ道路幅員や施設形状等が異なるため、どのような種類のトラックが何台必要となるか決定する。

3 物資の確保

物資・輸送班は、被災者の物資に関するニーズに速やかに対応するため、県（物流オペレーションチーム）への要請や民間企業等との協定等を活用して必要な物資を確保する。

種 別	時 期	内 容
備蓄食料・物資	発災直後から	（要請なし）あらかじめ備蓄倉庫に備蓄されている食料を避難所避難者や在宅避難者に配布する。
協定事業者への要請	発災当日から	協定を締結している事業者に物資の供給を要請する。
協定自治体への要請	翌日以降	協定を締結している自治体に物資の供給を要請する。
県への要請	発災翌日以降	県に対して物資の供給を要請する。
その他	—	ホームページ、SNS、報道機関等を通じて支援を要請する。

【物資支援に関する協定】

分 類	協定締結団体名	要請可能な種目
自治体	・ 田園都市づくり協議会（久喜市、蓮田市、宮代町、白岡市、杉戸町） ・ 全国さくらサミット加盟自治体（北海道新ひだか町、秋田県仙北市、宮城県柴田町、福島県富岡町、群馬県前橋市、新潟県五泉市、岐阜県本巣市、奈良県吉野町、島根県雲南市、長崎県大村市、宮崎県日南市、茨城県日立市） ・ 秩父市	・ 食料 ・ 飲料水 ・ 生活必需品 ・ 資機材
	・ 県内市町村	・ 食料 ・ 生活必需品 ・ 資機材
民間	・ 生活協同組合さいたまコープ	・ 食料 ・ 生活必需品等
	・ 埼玉みずほ農業協同組合	・ 保有商品等
	・ 三国コカ・コーラボトリング(株)（現コカ・コーラ イーストジャパン(株)） ・ かぞヤクルト販売(株) ・ (株)伊藤園	・ 自動販売機の機内在庫品 ・ 飲料水
	・ トラスコ中山(株) ・ (株)シバタ	・ 生活必需品

【資料10】協定等一覧

4 物資に関するニーズの把握

物資・輸送班は、各指定避難所等の市職員から必要な物資の種類及び数量を把握する。
また、物資ニーズを集約して、受け入れる物資の配送先をあらかじめ決定しておき、本部と共有する。

5 物資の受入れ・仕分け・輸送

ア 物資拠点が民間施設の場合

協定団体が主導となり、物資の受入れ・仕分けが行われ、指定避難所等へ必要な物資の輸送が実施される。

具体的な手続や手順については、協定団体と内容を協議する必要がある。

イ 物資拠点が市施設の場合

【物資・輸送班（契約管財課、人権推進課）】

物資・輸送班は、物資の受入れ・仕分けを実施するため、市災害ボランティアセンターのボランティアや県等の応援職員を本部事務局の受援班に要請することで、人手を確保する。

国、県、協定団体から支援を受けた物資を物資拠点で受入れ、品目ごとに仕分けを行い、整理整頓する。

原則として、物資輸送業者を活用して、指定避難所等に物資輸送を実施する。物資輸送業者の活用が難しい場合は、埼玉県トラック協会久喜支部に車両の調達を要請して、効率的な配送を検討する。

6 その他拠点での物資配布

自宅の応急措置等で使用するビニールシートやスコップ等の物資については、被災者自らが必要な物資を選択できるように、物資・輸送班は、本部事務局と調整し、配布拠点の選定・開設を行い配布する。

7 個人からの義援物資の取扱い

中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の義援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされていることから、原則、市では、個人からの小口、混載の義援物資は受け付けない。

【参考：被災地における義援物資の受入れに関する教訓】

種 別	内 容
北海道南西沖地震	被災者をはるかに上回る個人からの義援物資が届いたため、職員が不眠不休で対応しても追いつかず、運送会社の対応に切り替えたが、保管する場所がなくなり、大型テントを新設したことから多額の費用が発生した。

種 別	内 容
阪神・淡路大震災 ・東日本大震災等	食料や衣類等を1つの箱に詰め込んだ小口で混載の義援物資は、現場で仕分け等に手間がかかる等、現地の受入れにおいて混乱に拍車が掛かった。箱の中には、腐敗したおにぎり、医薬品の残り、不用品、古着が入っているケースもあり、焼却処分に多額の費用が発生した。

※東日本大震災以降でも、被災地では同様のケースが発生している。

第4 費用負担

1 協定に基づいた費用負担

締結する協定に基づき、応援を受ける場合は、当該協定に基づき費用負担を協議する。

2 埼玉縣市町村間の相互応援協定に基づいた応援費用負担

埼玉縣市町村間の相互応援協定に基づき、市が県内自治体又は全国の自治体等の応援を受け入れた場合、下記の関係法令を踏まえるものとする。

ただし、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担する。負担区分について疑義が生じた場合は、市と自衛隊で協議する。

【費用負担の根拠となる法令】

根拠となる法令	費用負担
災害対策基本法第92条	・ 応援に要する費用は、原則として応援を受けた市が負担する。
地方公務員災害補償法	・ 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援自治体が負担する。
国家賠償法第1条等	・ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災自治体が賠償責任を負う。 ・ 被災自治体への往復の途中において生じたものについては、応援自治体が賠償責任を負う。
災害救助法第18条	・ 災害救助法の規定による救助に要する費用は、県が支弁する。

【主な応援・受援業務における災害救助法の対象経費】

応援・受援業務	要 員	災害救助法の対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部 支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○ 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○ 仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費

応援・受援業務	要 員	災害救助法の対象経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点 運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張 旅費 ※救助法の救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業 務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張 旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張 旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹 災証明書交付業務 要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

3 協定に基づかない応援の費用負担

協定を締結していない自治体から応援の申し入れがあり、災害対策基本法第67条第1項（他の市町村長等に対する応援の要求）による応援要請を行った場合、災害対策基本法第92条第1項に基づいて、市が応援に要した費用を負担しなければならない。

なお、自主的な応援の場合は、応援に要した費用の負担を応援自治体に依頼する。

4 特別交付税措置

災害等に伴う職員派遣又は受入れの費用については、特別交付税に関する省令に基づいて、特別交付税の算定対象となる。

対象経費	財政措置の対象
被災地域の応援等に要する経費	応援自治体
災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費 （地方自治法第252条の17に基づく派遣）	被災自治体

第5 主な受援対象業務

災害時に想定される主な受援対象業務における支援が必要な期間は、次のとおりである。

※ 大規模地震発生時での対応のうち、応急・復旧業務を抽出

※ 市が想定する受援対象業務については【資料9－2】に定める。

種別	業務内容	支援が必要な期間					
		発災当日 (1日)	1日後 ～3日	3日後 ～1週間	1週間後 ～2週間	2週間後 ～1か月	1か月 以降
本部運営	問合せ電話対応、緊急現場対応等						
	市内の被害状況の調査、伝達及び集約						
	報道機関等への情報提供						
	広報さって災害臨時号の発行						
	県・他の地方公共団体に係る応援・受援要請の調整						
物資関連	食料、燃料、生活物資等の調達						
	物資拠点の開設						
	物資拠点の運営						
	避難所等への物資の輸送						
応急給水	応急給水の実施						
住家被害認定調査	住家被害認定調査の実施						
罹災証明書	罹災証明書の交付						
災害廃棄物処理	被災地のごみ処理						
	仮置場の設置、運営						
	災害廃棄物の分別及び収集						
	災害廃棄物の処理及び処分						
	被災家屋等解体、撤去						
避難所運営	指定緊急避難場所及び指定避難所の運営						
	指定緊急避難場所及び指定避難所での巡回相談						
	被服及び寝具、その他生活必需品の配布（避難所担当職員）						
	炊き出しの実施、食品の配布（避難所担当職員）						

種別	業務内容	支援が必要な期間					
		発災当日 (1日)	1日後 ～3日	3日後 ～1週間	1週間後 ～2週間	2週間後 ～1か月	1か月 以降
要配慮者 支援	避難行動要支援者の安否 確認の実施						
	要配慮者への巡回サービ スの実施						
	要介護者の安否確認						
	障害者の安否確認						
	高齢者福祉施設利用者の 安否確認						
	障害者福祉施設利用者の 安否確認						
医療救護、 生活衛生	避難者、被災者の健康 管理						
	防疫活動						
	入浴施設の確保、開放						
遺体安置所	遺体安置所の設置、運営						
応急住宅	応急仮設住宅の維持管理						
	民間賃貸住宅の供給要請 及び被災者への提供						
	住宅の応急修理の実施						
危険度判定	被災建築物応急危険度 判定の実施						
	被災宅地危険度判定の 実施						
被災者支援	被災者生活再建支援金等 の申請受付						
	被災者相談窓口の運営						
	各種保険料（税）の減免 申請受付						
ライフラインの復旧	緊急輸送道路等のパトロー ール						
	所管施設の被害状況の 調査及び応急対応の実施						
	交通規制の実施						
	災害復旧事業計画の作成						
	災害復旧事業の実施						
	し尿の収集及び運搬						
市有建築物 の復旧	市有建築物に関する損害 保険事故報告						
	市有建築物の設計、工事 監理						

【資料9－2】受援対象業務

第4節 課題と対策

市における非常時優先業務における業務執行環境の課題と対策は、次のとおりである。

No	課 題	対 策
1	防災拠点における家具転倒防止対策の実施が不足している。	・ 什器、パソコン、複合機等に対する家具転倒防止対策を実施する。 ・ 避難経路の確保に配慮したレイアウトの構成を推進する。
2	非構造部材の補修・補強が実施されていない防災拠点が複数ある。	・ 対象の防災拠点において、天井材、照明器具、窓ガラス等の非構造部材の補修・補強を検討する。
3	非常用電源設備がない防災拠点が存在する。	・ 対象の防災拠点において、非常用電源設備の設置を検討する。 ・ 重要な機器への無停電電源装置（UPS）の設置等、機器を安全に停止するための対策を検討する。
4	発災直後から多数の通常業務を平行して実施することで、停電時において非常用電源設備から十分な電力をまかなえない可能性がある。	・ パソコン、複合機等を利用しない手作業等による代替方法を決定する。
5	河川の氾濫等によって浸水被害の発生が想定される防災拠点が複数ある。	・ 対象の防災拠点において、止水板等の設置による浸水対策を検討する。 ・ 基幹設備の設置箇所を確認して、浸水の影響を受けない位置への再配置を検討する。
6	勤務時間外に想定地震が発生した場合、職員の負傷等により、参集人数が減少する。	・ 職員の自宅での負傷を防止するため、家具転倒の防止対策、防災備蓄用品等について職員に周知する。 ・ 安否確認の方法や手段を職員に周知する。
7	大規模災害時における基幹系システムやネットワーク等の維持・復旧対応の充実が必要である。	・ ICT-BCPの策定を検討する。

第5節 受援計画の定着・改定

第1 研修・訓練の実施

市の全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、一人ひとりの職員に課せられた役割を果たすことができるよう、職員に対する教育・研修・訓練を行い、その対応能力の向上に努めるものとする。今後、市勢状況の変化や人事異動による各職員の役割や業務の取り扱い方法等が変わることを考慮し、毎年度一回は何らかの取組を継続的にを行い、いざというときに速やかに受援計画を遂行できるよう、平常時から準備しておくこととする。

訓練等を通じて収集される情報や対応等は、適切に記録を残すことで、どのような課題が明らかになったのかを抽出することができ、改善を図るきっかけとなる。同様に、災害が発生した場合にも、訓練と同様に情報収集や記録の整備を行うことで、今後の対応の改善に活かすことが期待される。

第2 計画の見直し

1 点検・見直しの基準

訓練等を通じて問題点を洗い出し、是正すべきところを改善し、更新するという継続的改善に取り組むことで、実効性を向上させる。

特に、本計画の本章以外の内容に修正があった場合には、その内容を反映し、常に整合性を図りつつ、業務遂行の実効性を高めていく。

その他、国及び県の計画やガイドラインに変更があった場合、又は組織改正等があった場合にも、内容の見直しを行うこととする。また、訓練等において明らかになった問題点を踏まえて、必要となった要員や資機材等を必要量確保できるよう検討する。

2 進行管理

内容の点検・見直しに際しては、部署ごとに業務に精通した担当者を専任し、人事異動に伴う参集予測の見直しや非常時優先業務継続体制に関わる課題への対応処置等、不断の点検・見直しを行うものとする。